

高知県外で予防接種を受ける場合の手続きについて

県外で予防接種を受ける場合の手続きについてお知らせいたします。

不明な点などありましたら、下記までご連絡ください。

1. 事前に「香南市県外定期予防接種申請書」を健康対策課に提出

- ・県外で予防接種を受ける理由（申請理由）は詳しくご記入ください。
- ・「香南市県外定期予防接種申込書」を受付後、手続きを行いますので、できるだけ早くご提出ください。（郵送可）

2. 健康対策課から「依頼書」「予診票」を送付

3. 「依頼書」「予診票」を持参して医療機関で接種

- ・接種費用は医療機関に直接お支払いいただき、接種後、香南市で払い戻し手続きをします。
- ・「領収書」「明細書」を必ず受け取り、保管をお願いします。（払い戻しの手続きに必要です）
- ・「予診票」は原本を受け取ってください。（払い戻しの手続きに必要です）

4. 健康対策課で接種費用の払い戻し手続きをする

- ・払い戻し手続きに必要な書類は、「依頼書」等をお送りするときに同封します。
- ・接種費用の払い戻し金額については上限額が決まっています。

【問い合わせ・提出先】

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

香南市役所 健康対策課

TEL：0887-50 - 3011